(証券コード 7851) 令和4年6月14日

株主各位

大阪市中央区今橋二丁目 4 番10号 EDGE淀屋橋

カワセコンピュータサスライ株式会社

代表取締役社長 川 瀬 啓 輔

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和4年6月28日(火曜日)午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- **1.日 時** 令和4年6月29日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 大阪市中央区北浜2丁目1番17号 北浜ビジネス会館3階
- 3. 目的事項

【報告事項】 第67期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)事業報告、計算

書類報告の件

【決議事項】

第1号議案 剰余金の処分の件第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.kc-s.co.jp/)において掲載させていただきます。

当社株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応につきまして

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、本株主総会の開催方針を下記の通りとさせていただきます。株主の皆様におかれましては、ご不便をお掛けすることもございますが、事情ご賢察のうえ何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。議決権につきましては、書面(議決権行使書用紙)の郵送による事前 行使を是非ご活用ください。
- ・株主の皆様の安全を第一に考え、議事を簡略化し、例年よりも縮小した規模で開催させて いただきます。また、株主様よりのご質問、ご発言を制限させていただく場合がございま す。
- ・ご来場される場合、必ずマスクの持参・着用をお願いいたします。マスクを持参・着用しない株主様につきましては、入場をお断りする場合がございます。
- ・会場の入口等にアルコール消毒液を設置いたします。入場の際は、アルコール消毒液による手指の消毒にご協力をお願いいたします。また、入場に際しましては、非接触型の体温計による検温を実施させていただき、発熱が認められる株主様につきましては、入場をお断りさせていただきます。
- ・株主様同士のお席の間隔を広く取るため、例年に比べ、ご用意できる席数が大幅に減少し 座席に限りがございます。
- ・会場では、役員及び運営スタッフも検温のうえ、マスク等を着用する等の感染防止策を取らせていただきます。なお、議長については、演台にアクリル板を設置したうえでマスクを外して議事運営及びご回答をさせていただきます。
- ・株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めさせていただきます。

株主様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げま す。

添付書類

事業報告

(自 令和3年4月1日) 至 令和4年3月31日)

Ⅰ. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から厳しい状態にあり、一時的な回復基調はみられたものの、変異株の影響による感染拡大の再発にウクライナ情勢の悪化が拍車をかける事態となり、国内景気は依然として不安定な状況が続いております。

ビジネスフォーム印刷業界におきましては、新型コロナワクチン接種券関係の特需があったものの、感染症による民間消費の需要減少に加え、テレワークやオンライン会議の浸透や販促物のWEB化・電子化などビジネススタイルの変化による需要減少が続いており厳しい環境が続いております。

このような情勢の中で、営業部門におきましては、自社設備稼働向上を目指し、既存重要ユーザーへのBPO案件や定期案件の獲得に向けた提案活動の実施、官公庁、外郭団体への開拓活動に注力いたしました。

生産部門におきましては、可能な限りの感染症予防対策を実施し、生産能力維持に努めました。加えて製造原価をより意識し、標準作業工数を見直すなど、一層の省力化、効率化に取組みました。

その結果、売上高は2,501百万円(前期は2,631百万円)、経常利益48百万円(前期は33百万円の経常利益)、当期純利益は4百万円(前期は93百万円の当期純利益)となりました。

(2) 対処すべき課題

日本経済の先行きとしては、更なる変異株の出現による感染症の再発、ウクライナ情勢を 巡る地政学リスクや、それに伴うエネルギー価格をはじめ資源価格等の上昇が予想され、経 済・物価に及ぼす影響についてもきわめて不確実性が高いと考えられます。

ビジネスフォーム印刷業界におきましても、感染症対策の特需は落ち着くと考えられ、事 務帳票印刷をはじめ印刷需要の低減は加速するものと考えます。

一方社会全体で事業のオンライン化や対面営業機会の低減、テレワークの促進、業務拠点の分散化によりコミュニケーションの希薄化が課題になるものと推察します。当社電子通知事業や情報処理事業(BPO)にはその希薄化を補うことができる力があり、ビジネスチャンスになるものと考え、生産部門では情報部門の生産向上を目指した設備投資を積極的に行う他、営業部門では新規、既存、民間、官公庁を問わず、BPOをはじめとする情報案件の獲得をメインとした提案型営業を更に強化し展開してまいります。

当社は、令和元年10月8日に日本年金機構の入札に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受け、以降、同委員会の検査に全面的に協力してまいりましたが、令和4年3月3日付で、日本年金機構の入札に関して公正取引委員会から、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

当社は、本件通知書を受領した事実を厳粛に受け止め、今後、定期的な社内研修を行い法令遵守の一層の徹底に取り組んでまいります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度におきましては増資、社債発行その他特筆すべき資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資は、総額で36百万円となりました。 なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。 セグメント別の設備投資は次のとおりであります。

- ① ビジネスフォーム事業 ビジネスフォーム事業におきましては付属部品の更新などに4百万円の投資を行いました。
- ② 情報処理事業 情報処理事業におきましては、ブッキング機の増設等に28百万円の投資を行いました。
- ③ その他 ホームページの更新などに4百万円の投資を行いました。
- (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- (6) 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- (7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- (8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

| | 区 | | | | 分 | 第 64 期 (平成30年度) | 第 65 期 (令和元年度) | 第 66 期 (令和 2 年度) | 第67期(当期)(令和3年度) |
|---|-----|---|----|---|-------|--------------------|-------------------|---------------------|-----------------|
| 売 | | 上 | | 高 | (百万円) | 2,799 | 2,763 | 2,631 | 2,501 |
| 経 | 常 | | 損 | 益 | (百万円) | △60 | △136 | 33 | 48 |
| 当 | 期 | 純 | 損 | 益 | (百万円) | △81 | △662 | 93 | 4 |
| 1 | 株 当 | た | り当 | 期 | 純 損 益 | △17円29銭 | △140円06銭 | 19円85銭 | 0円90銭 |
| 総 | | 資 | | 産 | (百万円) | 4,022 | 3,405 | 3,618 | 3,498 |
| 純 | | 資 | | 産 | (百万円) | 3,168 | 2,446 | 2,559 | 2,546 |

- (注) 1. 記載金額は1株当たり当期純損益を除いて、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
 - 2.1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
 - 3. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を当事業年度の期首から 適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準を適用した数値となっております。

(10) 主要な事業内容

- ① 印刷及び紙加工品製造販売
- ② 情報処理サービス業
- ③ 事務機器及び関連用品販売
- ④ 通信事業
- ⑤ 前各号に附帯または関連する事業

(11) 主要な営業所及び工場

 本
 社
 大阪市中央区

 東
 京
 本
 社
 東京都中央区

支 店 横浜・千葉・名古屋・京都・神戸

情報センター 千葉

(12) 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|------|--------|
| 106名 | +1名 | 41歳 | 11年 |

(注) 従業員数には、嘱託、パートタイマー、派遣社員等は含んでおりません。

(13) 主要な借入先の状況

| | 借 | | - | λ | | 先 | | 借 | 入 | 金 | 残 | 高 |
|---|-----|-----|----------|-----|-----|---|---|---|---|---|---|-------|
| 株 | 式 ź | 会 社 | 三素 | 菱 U | F. | 銀 | 行 | | | | | 80百万円 |
| 株 | 式 | 会 社 | \equiv | 井 | 住 友 | 銀 | 行 | | | | | 80百万円 |
| 株 | 式 | 会 | 社 ā | みず | ゛ほ | 銀 | 行 | | | | | 50百万円 |
| 株 | 式 | 会 | 社 | 京 | 都 | 銀 | 行 | | | | | 50百万円 |
| 株 | 式 | 会 | 社 | 南 | 都 | 銀 | 行 | | | | | 50百万円 |

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 20,640,000株

(2) 発行済株式の総数 5,160,000株 (自己株式429,111株を含む。)

(3) 単元株式数100株(4) 株主数1,990名

(5) 大株主の状況

| | 株 | Ė | È | 名 | | 持 | 株 | 数 | 持 | 株 | 比 | 率 |
|----|----------------|----------------|-------|------|---|---|---|----------|---|---|---|--------|
| Ш | \blacksquare | 株 | 式 | 会 | 社 | | | 665,000株 | | | | 14.05% |
| Ш | | \blacksquare | 芳 | | 弘 | | | 400,000株 | | | | 8.45% |
| Ш | | 瀬 | Ξ | | 郎 | | | 187,650株 | | | | 3.96% |
| 星之 | 光ビ | ル 管 | 理 株 | 式 会 | 社 | | | 164,000株 | | | | 3.46% |
| Ш | | \blacksquare | 眞 | 沙 | 子 | | | 160,000株 | | | | 3.38% |
| Ш | | \blacksquare | 幸 | | 司 | | | 154,000株 | | | | 3.25% |
| | 本 生 | 命保 | 険 相 | 互 会 | 社 | | | 131,500株 | | | | 2.77% |
| 株式 | 1 会 | 社 三 | 菱 U F | - 」銀 | 行 | | | 100,000株 | | | | 2.11% |
| Ш | | 瀬 | 康 | | 平 | | | 99,800株 | | | | 2.10% |
| カ | ワセ | 印原 | 削株 | 式 会 | 社 | | | 82,800株 | | | | 1.75% |

- (注) 当社は、自己株式を429,111株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
- (6) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。
- Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

| 地 | 地 位 | | | 氏 | 名 | | 担当または重要な兼職の状況 | | | |
|-------|------|------|---|---|---|---|---|--|--|--|
| 代表取 | 締 役 | 社 長 | Ш | 瀬 | 啓 | 輔 | | | | |
| 常務 | 取 締 | 役 | 糸 | Ш | 克 | 秀 | 管理部長兼人事グループ長 | | | |
| 取 | 締 | 役 | 吉 | 村 | 泰 | 明 | 営業部長 | | | |
| 取 | 締 | 役 | 伊 | 藤 | 彰 | 彦 | 三井住友海上プライマリー生命株式会社 社外監査役 室町殖産株式会社 社外取締役 対象を表して 対象を表して | | | |
| 取締役(常 | 勃監査等 | 委員) | 窪 | 津 | | 薫 | | | | |
| 取締役(| 監査等勢 | (美員) | 村 | 野 | 譲 | = | 弁護士法人中央総合法律事務所 社員弁護士 大光電機株式会社 監査役 株式会社ショーエイコーポレーション 取締役 (監査等委員) | | | |
| 取締役(| 監査等委 | 美員) | 平 | 岡 | 潤 | 六 | | | | |

- (注) 1. 取締役伊藤彰彦及び取締役(監査等委員)村野譲二、平岡潤六の3氏は社外取締役であります。
 - 2. 監査の実効性を高め、管理監督機能を強化するために窪津 薫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 3. 取締役伊藤彰彦及び取締役(監査等委員)平岡潤六の両氏は東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同証券取引所に届出しております。
 - 4. 取締役伊藤彰彦氏の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
 - 5.. 取締役(監査等委員)村野譲二氏の所属する弁護士法人中央総合法律事務所と当社との間に特別な関係はありません。
 - 6. 取締役(監査等委員) 村野譲二氏の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の監査等委員である取締役を含む取締役が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。

- (注) ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行 為等に起因する損害等については補填の対象としないこととしております。
- (4) 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

取締役(監査等委員を除く) 4名 42,009千円(うち社外取締役 1名 3,600千円) 取締役(監査等委員) 3名 16,157千円(うち社外取締役 2名 7,200千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額6,845千円(監査等委員を除く取締役6,093千円、監査等委員である取締役752千円)を含んでおります。
 - 3. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第60回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)について、年額3億円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、監査等委員である取締役については年額5千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は取締役(監査等委員である取締役を除く)が4名、監査等委員である取締役が3名であります。
 - 4. 業務執行取締役の基本報酬はその役割と職責に相応しい水準となるよう、株主総会において承認された報酬限度額の範囲で、社外取締役が半数以上で構成される任意の「指名報酬委員会」にて、審議し、その答申を踏まえ代表取締役社長が決定しております
 - 5. 監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲で、職責に応じ任意の「指名報酬等委員会」にて審議し、その答申を踏まえ監査等委員である取締役の協議により決定しております。
 - 6. 上記のほか、令和3年6月25日開催の第66回定時株主総会決議に基づき、令和2年8月20日に辞任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 1名 32百万円

- 7. 取締役(監査等委員会である取締役を除く。以下同じ)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、令和3年2月5日開催の取締役会において決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。
 - 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るため役位・職責に、会社業績を加味したものとする。

2. 基本報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績などを考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の決定に関する方針

当社は業績連動報酬及び株式報酬等については定めておりません。

4. 取締役の個人別の報酬についての決定に関する方針

当社の社外取締役を除く取締役の個人別報酬額は、審議プロセスの客観性・透明性を高めるため、当社が取締役会の下に設置する指名報酬等委員会において審議し、その答申を踏まえ代表取締役社長が決定する。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

| 区分及び氏名 | 主 | な | 活 | 動 | 状 | 況 | |
|---------------------|---|--------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|----------------|
| 取締役 伊藤 彰彦 | 令和3年6月 全てに出席し、 取締役会の妥当 | 大手保険会 | 社の経営者 | として培わ | れた見識と | 知識に基づき | _ |
| 取締役(監査等委員) 村野 譲二 | 当事業年度に に関する専門的 豊富な経験と専 催された監査等 的な立場から意 | 見地から発 門的見地か 委員会13回 | 言を行いま ら助言・提 の全てに出 | した。特に 言を行って 諸し、監査 | 専門の労務 おります。 プロセス結 | 問題について 当事業年度に 果について専 | には 二開 評門 |
| 取締役(監査等委員) 平岡 潤六 | 当事業年度に 者の経験やNH としての独立し された監査等委 な立場から意見: | K及び関連 た立場から 員会13回の | 団体勤務の 助言・提言 全てに出席 | 豊富な経験 を行ってお し、監査プ | を生かし、 ります。当 ロセス結果 | メディア経 事業年度に について専P | · 段者 昇催 |

(注) 当社は、日本年金機構が発注する帳票の作成及び発送準備業務に関して、独占禁止法違反があったとして、2022年3月3日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。社外取締役および社外取締役(監査等委員)の各氏は、当該事実を承知しておりませんでしたが、取締役会等において法令遵守については再三述べられておりました。当該事実の判明後は法令遵守の徹底および再発防止についての取組について意見を述べられております。

V. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称 仰星監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

16,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の合計額

16,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度 に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。 2. 監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

VI. 会社の業務の適正を確保するための体制

- 1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、役職員行動指針において、役職員の行動基本原則を設け遵守する。
- (2) コンプライアンス全体を統括する組織として「リスク・品質管理委員会」を設置する。 各部門にリスク・品質管理委員を配置し、実効的な運営運用を図るために「リスク管理法 務室」を置く。
- (3) リスク管理法務室は、内部監査室、品質管理室と連携を密にして役職員の法令並びに社内ルール遵守推進の啓蒙教育の任にあたる。
- (4) 相談、異常報告体制を設け、役職員が社内において違反行為が行われ、または行われようとしたことに気がついた時は、各部門配置のリスク・品質管理委員またはリスク管理法務室に社内通報書などにより異常報告するよう定める。

報告内容は守秘するとともに報告者に対して不利益な扱いはしない。

2. 取締役の職務遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規定(文書管理規程)に基づき文書等の保存保管を行う。また、情報に関する管理については、個人情報保護に関する基本方針・プライバシーマーク認証基準並びに個人情報保護ポリシー、さらには案件個々に締結する機密保持契約の定めに基づいて対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理全体を統括する組織として「リスク・品質管理委員会」並びに「リスク 管理法務室」を設ける。さらに連携組織として品質管理室、内部監査室があり、各部門と連 携して損失発生の未然防止及び最小化を図るとともに、再発防止に努める。

情報センターにおいては労働安全衛生に取り組むこととする。経理面においては各部門長による自主的管理を基本としつつ、内部監査室による定例監査を行う。経営全体の計数的な管理は収益管理部が行うこととする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の 監督等を行う。取締役会の機能強化を図り、経営効率を向上させるために全部長を参画させ 有機的な情報交流並びに意思疎通の場として執行の効率化を図る。さらに、別途取締役、監 査等委員である取締役、拠点長等が出席する幹部会を必要に応じ開催し、業務執行に関する 基本的な事項及び重要事項に関わる進捗確認並びに執行促進を図る。

- 5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合、適切な 補助者を配置する。配置にあたっては、監査等委員会の意見を聴取し決定する。
- 6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

任命された監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に服し、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務を補助するものとし、当該職務に必要な調査(モニタリングを含む)を行う権限を有するものとする。また、監査等委員会よりその職務に関して指示を受けた場合は、当該指示された業務を他の業務に優先して遂行するとともに、当該指示された業務に関して、監査等委員である取締役以外の取締役の指揮・命令を受けない。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

取締役及び使用人は、監査等委員会が業務執行状況の報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。取締役は取締役会等の重要会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、幹部会その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧かつ必要に応じ取締役または使用人に説明を求める。

8. 監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査等委員である取締役の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る) について生ずる費用また債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役が職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、すみやかに処理をする。

10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査等委員会は、内部監査室及び監査法人の三者による連絡会を定例的に開催し、会計監査や業務監査に関する報告及び情報を受け、内部統制システムの状況を監視し検証するものとする。

監査等委員会は、稟議書他業務執行に関する重要な書類の閲覧、重要な財産の取得、保有 並びに管理状況の調査等の常時監査により、業務執行の状況を適時に把握する。

取締役及び使用人は、監査等委員会に対する認識を深め、監査を効率的に推進できるように努めるものとする。

Ⅵ. 会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の業務の適正を確保するための体制に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該体制の各事項に関する当期における運用状況の概要は次のとおりです。

- 1. 主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され経営の基本方針のほか、経営及びコンプライアンスに関する重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。幹部会は12回開催され重要課題の審議と情報の共有化を図りました。監査等委員会は13回開催され、取締役の業務執行について審議をいたしました。
- 2. 監査等委員である取締役は、1の重要な会議へ出席し、意見を述べております。そのほか内部監査室、会計監査人と定期あるいは随時に会合を行うとともに、代表取締役との定期会合、取締役等との面談・情報交換会にも適宜出席しております。
- 3. 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行監査、内部統制監査を行い、監査結果を取締役会に報告のうえ、必要に応じて改善提言を行っております。
- 4. 当社は、令和元年10月8日、日本年金機構が発注する帳票の作成及び発送準備業務に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受け、令和4年3月3日付で、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。当社はこの事態を厳粛に受け止め、全従業員に対してコンプライアンス研修を実施する等、法令遵守の徹底と従業員の意識改革に努め、再発防止と信頼回復に取り組んでおります。

Ⅷ. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の支配に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告中の記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

| 資 産 の | 部 | 負 債 の | 部 |
|-------------------|------------------------|---|-----------|
| 科目 | | 科目 | |
| 14 日 日 | 2,329,267 | 流動負債 | 749,599 |
| | 2,329,267 1,794,524 | 加 | 140,359 |
| 現金及び預金 受取手 形 | 13,196 | | 340,000 |
| | 358,614 | リース 債務 | 36,839 |
| | | | 53,145 |
| | 49,447 | | 32,133 |
| | 38,483 | | |
| 仕 掛 品 | 12,765 | | 7,889 |
| 原材料及び貯蔵品 | 22,387 | | 3,032 |
| 前 払 費 用 | 18,158 | 賞 与 引 当 金 | 30,720 |
| その他 | 21,727 | 独占禁止法関連損失引当金 | 46,000 |
| 算 | △38 | その他 | 59,479 |
| 固定資産 | 1,168,890 | 固定負債 | 202,446 |
| 有 形 固 定 資 産 | 655,976 | リース債務 | 113,326 |
| 建物 | 200,826 | 退職給付引当金 | 51,195 |
| 構 築 物 | 439 | 役員退職慰労引当金 | 27,656 |
| 機械及び装置 | 25,534 | 繰延税金負債 | 10,268 |
| 車 両 運 搬 具 | 0 | 負 債 合 計 | 952,045 |
| 工具、器具及び備品 | 9,627 | 純資産の | 部 |
| 土地 | 414,820 | 株 主 資 本 | 2,526,359 |
| リース資産 | 4,729 | 資 本 金 | 100,000 |
| 無形固定資産 | 29,091 | 資 本 剰 余 金 | 1,748,931 |
| ソフトウエア | 21,434 | 資 本 準 備 金 | 620,825 |
| リース資産 | 2,670 | その他資本剰余金 | 1,128,105 |
| そ の 他 | 4,986 | 利 益 剰 余 金 | 782,766 |
| 投資その他の資産 | 483,821 | 利 益 準 備 金 | 196,000 |
| 投資有価証券 | 259,257 | その他利益剰余金 | 586,766 |
| 出資金 | 135 | 別。途 積 立 金 | 502,778 |
| 破産更生債権等 | 1,840 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 83,988 |
| 長期前払費用 | 443 | 自 己 株 式 | △105,338 |
| 保 険 積 立 金 | 160,961 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 19,752 |
| そ の 他 | 72,995 | その他有価証券評価差額金 | 19,752 |
| 貸 倒 引 当 金 | △11,812 | 純 資 産 合 計 | 2,546,111 |
| 資 産 合 計 | 3,498,157 | 負債・純資産合計 | 3,498,157 |

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 令和3年4月1日) 至 令和4年3月31日)

| | | | | | | (単位:十円) |
|---|---------|---------|-------|---|--------|-----------|
| | 科 | | ▤ | | 金 | 額 |
| 売 | | 上 | 高 | | | 2,501,873 |
| 売 | 上 | 原 | 価 | | | 1,761,733 |
| | 売 上 | 総 | 利 | 益 | | 740,140 |
| 販 | 売費及び | が 一般管 | 理 費 | | | 695,023 |
| | 営 | 業 | 利 | 益 | | 45,117 |
| 営 | 業 | 外 収 | 益 | | | |
| | 受 | 取 | 利 | 息 | 1,526 | |
| | 受 取 | 配 | 当 | 金 | 4,410 | |
| | 受 取 | 手 | 数 | 料 | 1,340 | |
| | 作業 | < বুঁ | 売 却 | 益 | 456 | |
| | そ | の | | 他 | 4,417 | 12,151 |
| 営 | 業 | 外 費 | 用 | | | |
| | 支 | 払 | 利 | 息 | 7,372 | |
| | そ | の | | 他 | 1,026 | 8,398 |
| | 経 | 常 | 利 | 益 | | 48,870 |
| 特 | 別 | 利 | 益 | | | |
| | 固 定 | 資 産 | 売 却 | 益 | 10,878 | |
| | 役 員 退 職 | | 当金戻入 | 額 | 18,095 | 28,973 |
| 特 | 別 | 損 | 失 | | | |
| | 固 定 | 資 産 | 除却 | 損 | 63 | |
| | 保険 | 解 | 約 | 損 | 1,908 | |
| | 独占禁 | | 関 連 損 | 失 | 64,400 | 66,372 |
| 税 | 引 前 | 当 期 | 純 利 | 益 | | 11,471 |
| 法 | | 住 民 税 及 | | 税 | 7,205 | |
| 法 | 人 税 | | 調整 | 額 | _ | 7,205 |
| 当 | 期 | 純 | 利 | 益 | | 4,266 |

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 令和3年4月1日) 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

| | | | | | | | | | | | | | | 1 1/ |
|-----------------------------|---|-------------|----------|---|---|----|------|----|-----|------|--------|----|---------|------|
| | | | | 株 | | | 主 | | 資 | Ĭ | 本 | | | |
| | 次 | * | → | | | | 資 | | 本 | 剰 | 余 | 金 | | |
| | 資 | 本 | 金 | 資 | 本 | 準 | 備 | 金 | その化 | 也資本 | 剰余金 | 資本 | 剰余金台 | 信合 |
| 令和3年4月1日残高 | | 1,22 | 6,650 | | | 62 | 20,8 | 25 | | | 1,455 | | 622, | 281 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | | | | | | |
| 資本金から剰余金への 振 替 | ۷ | ∆1,12 | 6,650 | | | | | | | 1,12 | 26,650 | | 1,126, | 650 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | | <u>1,12</u> | 6,650 | | | | | _ | | 1,12 | 26,650 | | 1,126, | 650 |
| 令和4年3月31日残高 | | 10 | 0,000 | | | 62 | 20,8 | 25 | | 1,12 | 28,105 | | 1,748,9 | 931 |

| | | | | | | | | (半四・11月) |
|-----------------------------|-------------|-----------|---|--------|------------|-------|-------------|----------|
| | | | 株 | 主 | | 資 | 本 | |
| | | | 利 | 益 | 剰 | 余 | 金 | |
| | 利益 | 準 備 金 | | その他 | 利 | 益 剰 余 | 金 | 利益剰余金合計 |
| | י אווו נייף | 十 畑 並 | 別 | 途積立 | 金 | 繰越利益 | 並剰余金 | 小皿利水业口目 |
| 令和3年4月1日残高 | | 196,000 | | 502,77 | '8 | | 93,915 | 792,693 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 14,192 | △14,192 |
| 資本金から剰余金への 振 替 | | | | | | | | |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | 4,266 | 4,266 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | | _ | | | $- \rceil$ | | △9,926 | △9,926 |
| 令和4年3月31日残高 | | 196,000 | | 502,77 | '8 | | 83,988 | 782,766 |

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

| | | 株 | | È | 資 | 本 | 評価・換算差額等 | | | | |
|-----------------------------|---|-------------|------|-----|----|-----------|--------------|----|------|------|----|
| | 自 | 己 | 株 | 式 | 株主 | 資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 純資 | 産 | 合 | 計 |
| 令和3年4月1日残高 | | \triangle | 105, | 338 | | 2,536,285 | 23,401 | | 2,55 | 59,6 | 87 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △14,192 | | | △1 | 14,1 | 92 |
| 資本金から剰余金への 振 替 | | | | | | _ | | | | | _ |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | 4,266 | | | | 4,2 | 66 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | △3,649 | | | ·3,6 | 49 |
| 事業年度中の変動額合計 | | | | _ | | △9,926 | △3,649 | | Δ1 | 13,5 | 76 |
| 令和4年3月31日残高 | | \triangle | 105, | 338 | | 2,526,359 | 19,752 | | 2,54 | 16,1 | 11 |

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

- 1. 重要な会計方針に係る事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により 算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により 算定)

原材料

主に総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法 により算定)

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10~47年

機械及び装置 10年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上して おります。

- ③ 独占禁止法関連損失引当金
 - 独占禁止法に関連した損失の発生に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき 計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末における支給見込額 を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売に係る収益は、印刷及び紙加工品の販売並びに情報処理サービス業等によるものであり、商品及び製品の支配が出荷時から顧客に移転されるまでの期間が短期間であるため、主として出荷日基準にて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は「ビジネスフォーム事業」及び「情報処理事業」の2つの報告セグメントに区分しており、当該報告セグメントは、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの2事業で計上する収益を売上高として表示しております。

(単位:千円)

| | 報告セグメン | 合計 | |
|---------------|------------|-----------|-----------|
| | ビジネスフォーム事業 | 情報処理事業 | |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,426,109 | 1,075,764 | 2,501,873 |
| その他の収益 | _ | _ | _ |
| 外部顧客への売上高 | 1,426,109 | 1,075,764 | 2,501,873 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び 費用の計上基準」に記載のとおりです。

4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:千円)

| | (: : : : : : : : : : : : : : : : : : |
|--------|---------------------------------------|
| | 当事業年度 |
| 有形固定資産 | 655,976 |
| 無形固定資産 | 29,091 |
| 減損損失 | _ |

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損会計の適用にあたり、報告セグメント(ビジネスフォーム事業、情報処理事業)をキャッシュ・フローを生み出す最小単位として捉え、その単位をグルーピングする方法を採用しております。また、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。減損損失の認識要否の判定については、それぞれの資産グループに減損の兆候が認められた場合、行うこととしております。

資産グループについて継続して営業赤字となっている場合、減損の兆候が認められることから、減損損失の認識要否の判定が必要となります。減損損失の認識の判定は、資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フローの見積総額と、資産グループにおける固定資産の帳簿価額の比較によって行われます。将来キャッシュ・フローは将来の売上高予測や営業利益予測等複数の仮定に基づいて算定しておりますが、これらは今後の市場の動向等により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うものであります。

なお、当事業年度において、減損損失は計上しておりません。

- 5. 貸借対照表に関する注記
 - (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ① 担保に供している資産 投資有価証券

15,702千円

② 担保に係る債務

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3,215,003千円

3,213,003|

6. 損益計算書に関する注記

独占禁止法関連損失

当社は、日本年金機構の入札に関する独占禁止法違反により、令和4年3月3日付で公正取引委員会から課徴金納付命令を受けました。また、本件命令の対象となった請負契約においては、課徴金納付命令が確定した場合、発注者からの請求に基づき違約金を支払うべき旨規定されております。当事業年度において上記による課徴金及び違約金の支払見込額64,400千円を特別損失として計上しております。

- 7. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,160,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 429,111株

- (3) 配当に関する事項
- ① 配当金支払額

| 決 | 議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効 力 発 生 日 |
|-------------|----------------|-------|----------------|-----------------|----------|-------------|
| 令和3年 定時株 | 6月25日 主 総 会 | 普通株式 | 14,192 | 3 | 令和3年3月31 | 日 令和3年6月26日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決 | 議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------|----------------|-------|----------------|-------|-----------------|-----------|-----------|
| 令和4年6定時株 | 5月29日 主 総 会 | 普通株式 | 14,192 | 利益剰余金 | 3 | 令和4年3月31日 | 令和4年6月30日 |

(注) 上記②の配当金に関しては、当社定時株主総会において付議予定の金額であります。

- (4) 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数該当事項はありません。
- (5) 株主資本の金額の著しい変動

当社は、令和3年6月25日開催の定時株主総会において、資本金の額の減少について決議しました。資本金の額の減少目的は、資本政策の柔軟性・機動性の確保を図り、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全化を維持することを目的としています。令和3年7月31日付で効力が発生し、当事業年度において資本金の額1,126,650千円を取崩し、その他資本剰余金に振り替えております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| 貸倒引当金 | 3,979千円 |
|--------------|------------|
| 賞与引当金 | 10,315千円 |
| 退職給付引当金 | 17,191千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 9,286千円 |
| 投資有価証券評価損 | 29,043千円 |
| ゴルフ会員権評価損 | 8,402千円 |
| 減損損失 | 115,191千円 |
| 棚卸資産評価損 | 3,050千円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 79,476千円 |
| 独占禁止法関連損失引当金 | 15,446千円 |
| その他 | 5,638千円 |
| 繰延税金資産小計 | 297,024千円 |
| 評価性引当額 | △297,024千円 |
| 繰延税金資産合計 | 一千円 |
| | |

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金 繰延税金負債合計 繰延税金負債純額

10,268千円 10,268千円 10,268千円

9. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業遂行に必要な運転資金及び設備投資計画に必要な資金の調達については、原則として内部留保による自己資金を充当することとし、極力銀行等の借入には依存しないことを基本方針としております。余資運用については余資運用規程を遵守しております。余資運用以外の定期預金や、借入金等の金融機関との取引については、原則として営業協力目的に限定するものとし、当社の売上拡大が見込まれると営業部長が認め、かつ取締役会にて承認された場合に限り、取引するものとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は主に営業協力を、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に手元流動性の確保を、それぞれ目的としたものであります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程及びリスク管理規程の定めに従い、営業債権について、営業部及び管理部が月毎に得意先別の与信額との比較を行うとともに、個々の営業債権について期日及び残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、余資運用規程の定めに従い、関係者は適宜適切にそのリスクを管理しております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、余資運用規程の定めに従い、関係者は適宜適切にそのリスクを管理しております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、余資運用等を行うに際しては、取引実行時の借入金残高及び当面の必要資金を十分に上回る手元流動性を確保するようにしております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を 採用することにより、当該価額が変動することもあります。
- (5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち8.4%が特定の大□顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。((注)を参照ください。)

また現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金は短期で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位:千円)

| | 貸借対照表 計 上 額 | 時 価 | 差額 |
|---------------------|----------------|---------|--------|
| (1) 有価証券及び投資有価証券 | 300,972 | 300,972 | _ |
| (2) リース債務 (1年以内を含む) | 150,166 | 147,205 | △2,960 |

(注) 市場価格のない株式及び投資事業有限責任組合は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

| 区 | 分 | 貸借対照表計上額 |
|------------|---|----------|
| 非上場株式等 | | 675 |
| 投資事業有限責任組合 | | 7,057 |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により 算定した時価

レベル2 の時価:レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

| 区分 | 時価 | | | |
|--------------|--------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル 2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 株式 | 94,257 | _ | _ | 94,257 |
| 社債 | _ | 157,036 | _ | 157,036 |
| その他 | _ | 49,678 | _ | 49,678 |

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融負債

(単位:千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|----------------|------|---------|------|---------|
| [四] | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| リース債務(1年以内を含む) | _ | 147,205 | _ | 147,205 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債等は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有する社債等は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

リース債務(1年以内を含む)

当該債務の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

- 10.1株当たり情報に関する注記
 - (1) 1株当たり純資産額

(2) 1株当たり当期純利益

538円19銭 0円90銭

11. 重要な後発事象に関する注記該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年5月25日

カワセコンピュータサプライ株式会社 取締役会 御中

仰星監査法人 大阪事務所

指定社員 公認会計士 許 仁九 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カワセコンピュータサプライ株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し 適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- · 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統 制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執 行について監査いたしました。 その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると

ともに、下記の方法で監査を実施しました。 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、取締役会 その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に 応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調 査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると ともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条 た、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを催保するための仲削」(本社可昇が取りました。 各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益

計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認め
 - 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められま
 - でん。
 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、当社は令和元年10月8日に日本年金機構の入札に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受け、令和4年3月3日付で、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。監査等委員会としては、当社が全従業員に対して実施したコンプライアンス研修などを通じて法令遵守の徹底を図るなど再発防止に向けての取り組みを確認しており、引続き注視してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月26日

カワセコンピュータサプライ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 窪 津 監 査 等 委 員 村 野 譲 董印

(ED)

監査等委員平岡潤六印

(注) 監査等委員村野譲二及び平岡潤六は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は創業以来株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と考えており、剰余金の処分につきましては、次のとおりにいたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類金銭といたします
- (2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株当たり金3円 総額14,192,667円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 令和4年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - (i)変更案第 13 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - (ii)変更案第 13 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - (iii)上記の新設に伴い、効力発生日等に関する附則第2条を設けるものであります。
- (2) 今後の首都圏を中心とする更なる事業拡大を鑑み、本店の所在地を大阪市中央区の大阪本社より東京都中央区の東京本社に変更するものであります。本変更は、2022 年8月22 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、この旨を明確にするため附則第 3 条を設けるものです。なお、本附則は効力発生日後に削除するものといたします。また、各種感染症や自然災害など不測の事態に備え、株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集を定める現行定款第10条の一部を削除するものです。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を株主総会決議のみならず、取締役会の決議によって行うことが可能となるよう、所要の変更を行うものであります。

2. 定款一部変更の内容変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

| 現行定款 | 変 更 案 |
|--|--|
| 第 1 条~第 2 条(条文省略) | 第 1 条〜第 2 条 (現行どおり) |
| 第 3 条 (本店の所在地) 当会社は、本店を <u>大阪市</u> に置く。 | 第 3 条 (本店の所在地) 当会社は、本店を <u>東京都中央区</u> に置く。 |
| 第 4 条~第 9 条 (条文省略) | 第 4 条~第 9 条 (現行どおり) |

更 現行定款 変 案 10条 (招集) 10条 (招集 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日 より3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は より3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は 必要に応じて招集する。 必要に応じて招集する。 株主総会は、本店所在地もしくは東京都中 央区またはこれらに隣接する地においてこれを招集することができる。 第 11 条~第 12条 第 11 条~第 12 条 (条文省略) (現行どお W) 第 13 条 (電子提供措置等) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類等の内容である情報について、 (新設) 宝参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部または一 部について、議決権の基準日までに書面交 付請求した株主に対して交付する書面に記 載しないことができる。 第 13 条~第 38条 (条文省略) 第 14 条~第 39 条 (現行どお W) 第 39 条 (剰余金の配当) 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の 最終の株主名簿に記載または記録された株 (削除) 主または登録株式質権者に対して行う。 (新設) 40条 (剰余金の配当等の決定 機関) 剰余金の配当等会社法第 459 当会社は、 条第1項各号に定める事項については、法 令に別段の定めがある場合を除き、取締役 <u>会の決議によって定めることができる。</u>

| 現行定款 | 変 更 案 |
|--|--|
| 第 40 条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 | (削除) |
| (新設) | 第 4 1 条 (剰余金の配当の基準) 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月 31 日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月 30 日とする。 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金 の配当をすることができる。 |
| 第 41 条 (条文省略) | 第 42 条 (現行どおり) |
| (新設) | 附則第2条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 定款第13条の新設及びそれに伴う条数の繰り下げは、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし 書きに規定する改正規定の施行の日である 2022年9月1日(以下「施行日」とい う。)から効力を生ずるものとする。 ②本条は、施行日から6ヶ月を経過した日 にこれを削除する。 |
| (新設) | 第 3 条 定款第3条(本店の所在地)の変更は、 2022年8月22日までに開催される取締 役会において決定する本店移転日をもって その効力を生ずるものとし、本附則は、本 店移転の効力日経過後、これを削除する。 |

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ)全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社 の株式の数 | | |
|--------|---|---------------------------------------|-----------------|--|--|
| | | 平成12年 4 月 日本製紙株式会社入社 | | | |
| | 11. | 平成28年 4 月 当社入社 | | | |
| | 期 整輔 | 平成28年 4 月 執行役員 東日本営業副本部長 | 59千株 | | |
| | (昭和52年6月10日生) | 平成29年6月 取締役 東日本営業副本部長 | 33111 | | |
| 1 | | 平成30年12月 取締役 営業統括本部長 | | | |
| 1 | | 令和 2 年 6 月 代表取締役社長 (現任) | | | |
| | (取締役候補者とした理由 | 3) | | | |
| | 川瀬啓輔氏は、代表取締 | 締役社長として堅実な経営に手腕を発揮し強いリーダーシッフ | 『で当社を牽引 | | |
| | し、当社の将来に向けた原 | 戊長基盤強化を推進しています。当社の更なる発展を牽引する こ | ことが期待でき | | |
| | ると判断し、取締役候補者 | 省といたしました。 | | | |
| | | 昭和57年 4 月 日本生命保険相互会社入社 | | | |
| | | 平成20年 3 月 同社営業教育部部長 | | | |
| | | 平成22年 3 月 同社千葉支社支社長 | | | |
| | 111 114 114 115 | 平成24年 4 月 当社出向 顧問 | | | |
| | A | 平成24年 6 月 取締役 営業本部長 | 6千株 | | |
| | (昭和34年8月27日生) | 平成24年 7 月 取締役 営業開発部長兼最高財務責任者 | | | |
| 2 | | 平成25年 4 月 常務取締役 東日本営業本部長 | | | |
| 2 | | 平成28年 2 月 常務取締役 管理本部長兼人事部長 | | | |
| | | 令和 2 年 7 月 常務取締役 管理本部長兼人事グループ長 | | | |
| | | (現任) | | | |
| | (取締役候補者とした理由 | 3) | | | |
| | 新川克秀氏は、会融機関及び当社党業部門、管理部門における豊富な経験と高い見識を有しており。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | |

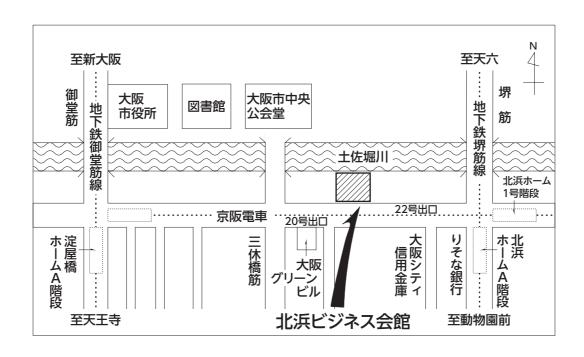
糸川克秀氏は、金融機関及び当社営業部門、管理部門における豊富な経験と高い見識を有しており、 当社の経営の重要事項の決定や業務執行に関する監督、取締役会の機能強化などの役割を果たしていた だけると判断し、取締役候補者といたしました。

| 候補者番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、 | 地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 | |
|--|--------------------------|--|--|-------------|--|
| 3 | 告 粉 蒙 明 (昭和39年8月23日生) | 平成19年4月 平成21年6月 平成22年7月 平成24年7月 平成25年4月 平成25年7月 平成28年2月 平成30年12月 | 営業副本部長兼東京営業部長 執行役員 東京営業部長 取締役 営業本部長兼東京営業部長 取締役 営業本部長 取締役 営業本部長 取締役 生産担当管掌 取締役 東日本営業副本部長 取締役 東日本営業本部長 取締役 東日本特命営業本部長 取締役 営業本部長 | 12千株 | |
| | | ₹、長年にわたり | 当社の営業部門の業務に携わり、現場に精通し 判断し、取締役候補者といたしました。 | 豊富な経験と | |
| 4 | 伊藤 彰 彦 (昭和32年1月1日生) | 昭和54年4月 平成21年4月 平成23年4月 平成26年4月 平成27年4月 平成31年4月 令和2年6月 令和3年6月 令和3年6月 | 大正海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社) 入社 同社 執行役員九州本部長兼同本部損害サポート・イノベーション本部長 同社 常務執行役員東京企業第二本部長 同社 専務執行役員東京企業第二本部長 同社 取締役専務執行役員金融サービス本部長 同社 取締役 副社長執行役員金融サービス本部長 同社 取締役 副社長執行役員金融サービス本部長 同社 取締役 副社長執行役員 室町殖産株式会社 取締役(社外)(現任)三井住友海上火災保険株式会社 取締役退任 当社取締役(現任)三井住友海上プライマリー生命株式会社 監査役(社外)(現任) | 一千株 | |
| (社外取締役候補者とした理由) 伊藤彰彦氏は、大手損害保険会社の取締役を歴任するなど、その豊富な経験と幅広い知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場からの経営の監督とチェックを行っていただくとともに、幅広い経営視点を取り入れることが期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。 | | | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 伊藤彰彦氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、伊藤彰彦氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、 当社の取締役を含む被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって 生じた費用等を当該保険により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した 場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で の更新を予定しております。
 - 5. 伊藤彰彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出しております。

以上

株主総会会場ご案内略図



会場:大阪市中央区北浜2丁目1番17号 北浜ビジネス会館3階 電話06 (6201) 3191 (代)



